

阪神・淡路大震災から20年



1月17日(土)で、阪神・淡路大震災が発生してから20年。市内でも多くの被害が発生しました。亡くなられた人たちのご冥福を祈り、南海トラフ地震などの大災害から自分の命を守るため、シェイクアウト訓練などを行います。詳しくは市ホームページ、または危機管理室☎(740)1145へ。

防災に関するさまざまな事業を展開

「阪神淡路20年―1・17は忘れない」をテーマに、県では「伝える」「備える」「活かす」の各事業が展開されています。また、市では次の通り各事業を行います。

【シェイクアウト訓練】
1月15日(木)午前9時半から一斉に実施。シェイクアウト訓練は世界各地で行われている地震防災訓練です。

実施時間には自宅や職場などで、「ドロップ(まず低く)」「カバー(頭を守り)」「ホルドオン(動かない)」という身を守るための安全行動を取るようにしてください。

また、安全安心ネットワーク「かわにし安心ネット」から、訓練開始の合図をメール配信します。配信を希望する場合は、市ホームページから登録を。

【映画「家路」上映会】
1月16日(金)午前10時半からと午後1時半からの2回、みづなホールで「家路」(118分)を、東日本大震災後、故郷を失い、希望をなくした家族の再生の物語です。来場には公共交通機関の利用を。

また、同日会場で、阪神・淡路大震災の写真や災害時などに活動している消防団の活動を紹介するパネルなどを展示します。

万が一の災害に備えて フェニックス共済

県住宅再建共済制度(フェニックス共済)の説明と申し込みの受け付けを、1月13日(火)、2月2日(月)、3月2日(月)、いずれも午前10時から午後4時まで市役所1階市民ギャラリーで行います。

同共済は年額5,000円で、半壊・全壊住宅の再建、購入時に最大600万円の給付を受けることができます。県内に家を所有しているか県内居住者が対象で、①地震保険や他の共済に加入していても加入・給付可②住宅の築年数や構造・規模などとは関係なく定額負担・定額給付③あらゆる自然災害が対象となっているのが大きな特徴です。昨年8月から、一部損壊特約が始まりました。加入には金融機関届け出印、口座番号が必要。詳しくは(公財)県住宅再建共済基金☎0797(83)3122へ。



申告は伊丹市立産業・情報センターへ

確定申告は3月16日までに

申告書はインターネットでも作成可
1月27日・28日には説明会も

今年の確定申告の相談などは次の会場で行います。なお、会場周辺には申告会場専用の駐車場がありません。公共交通機関をご利用ください。

また、市役所7階会議室では、2月3日(火)～6日(金)午前9時～午後4時、作成済みの申告書などの受け付けと用紙の交付のみを行います。

申告相談などは、2月9日(月)以降に伊丹市立産業・情報センターへ。



伊丹市立産業・情報センターへ。

伊丹市立産業・情報センターへ。

伊丹市立産業・情報センターへ。

申告はインターネットでも

国税庁ホームページ(URL) http://www.nta.go.jp の「確定申告書等作成コーナー」で、所得税や贈与税などの申告書・青色決算

市・県民税の申告

書などが作成できます。利用方法について、説明会を次の通り開催します。なお、会場では確定申告書などの作成、相談、受け付けは行いません。

とき 1月27日(火)・28日(水)
午前10時～11時半と午後2時～3時半の各2回とところ II アステ川西6階アステホール▽定員 II 各先着120人▽問合せ II 伊丹市税務署 ☎(779)6121へ

2月3日(火)から3月16日(月)まで市役所2階の市民税課で市・県民税の申告を受け付けます(土・日曜日、祝日は除く。ただし、2月22日(日)・3月1日(日)は開設)。

公的年金などの収入金額が400万円以下で公的年金などに係る雑所得以外の所得が20万円以下の人は、還付を受ける場合を除き、所得税の確定申告は不要になりましたが、市・県民税の申告が必要になる場合があります。詳しくは同課 ☎(740)1132へ。

新しい副市長が決まりました

12月26日付で副市長に就任 任期は4年

菅原康雄さんと本荘重弘さん



菅原康雄副市長
昭和56年、兵庫県に任用。
阪神北泉民局総務室参事や、県土整備部参事などを歴任。



本荘重弘副市長
昭和54年、川西市に任用。
企画財政部政策推進室長や、総合政策部長などを歴任。

第7回市議会定例会で、水田賢一副市長との場実夫副市長の任期満了に伴う人事案件が、26年12月19日に同意されました。

それに伴い、12月26日付で、新たな副市長に菅原康雄さんと本荘重弘さんが就任しました。任期は4年です。

副市長とは…
市長を補佐する役割。市長の命を受けて、政策と企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督します。また市長が何らかの事情で欠けるなどしたとき、その職務を代理します。

スマホのルール、考えてみませんか 市PTCA 青少年フォーラム

市青少年問題協議会などが「みんなで安全に! スマホルール 便利と危険は紙一重一つながろう 笑顔で話す君が好き」をテーマに、県立大学准教授の竹内和雄さんによるスマホに関する講演などを。

とき=1月24日(土)午後0時半～3時▷ところ=文化会館▷問合せ=こども・若者政策課 ☎(740)1246へ

